

資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札参加制限運用基準

令和3年7月1日

施行

(趣旨)

- 1 秦野市が実施する条件付一般競争入札において、公正な入札の確保を図るため、資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加を制限する基準を定めるものである。

(適用案件)

- 2 次の金額を超える条件付一般競争入札で執行する案件

1 工事又は製造の請負	2,000,000円
2 財産の買入れ	1,500,000円
3 物件の借入れ	800,000円
4 財産の売払い	500,000円
5 物件の貸付け	300,000円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000円

(「資本関係又は人的関係がある会社」の基準)

- 3 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、「5 基準に該当する場合の取扱い」による対応となります。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

ア 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。)の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

会社法 第二条(抜粋)

三 子会社 会社法 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社法 会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

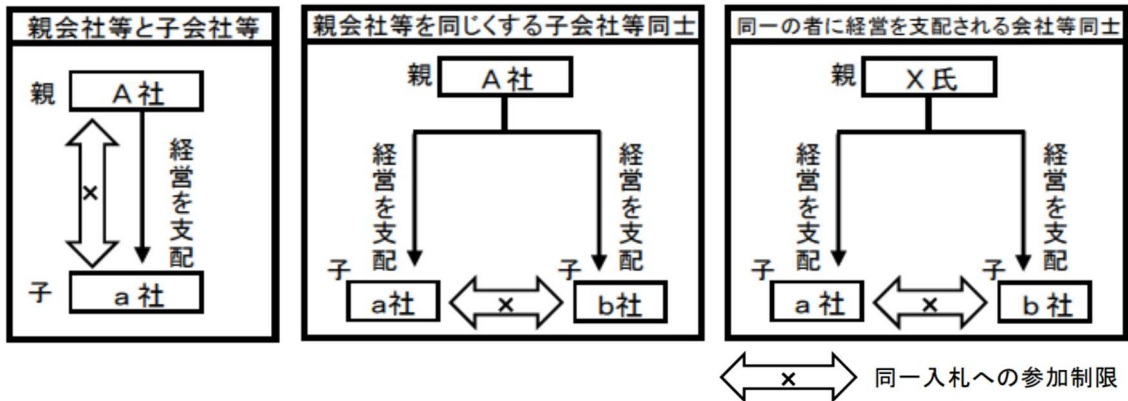
イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令で定めるもの

ア

イ-①

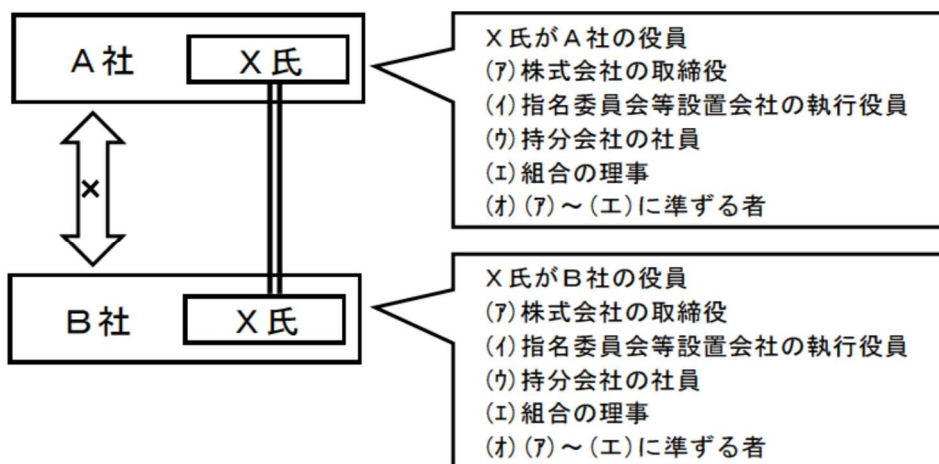
イ-②



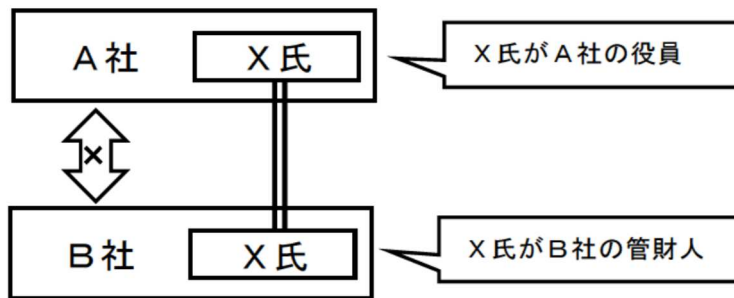
(2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除きます。

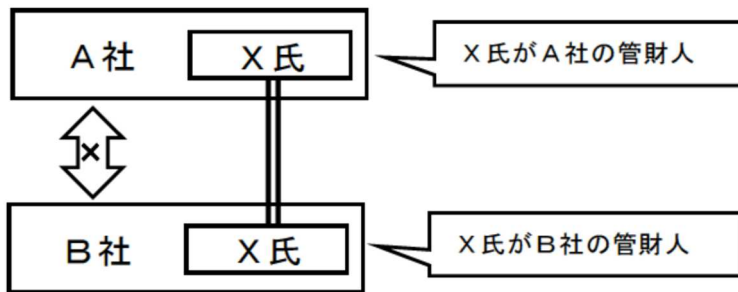
ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次図中（ア）から（オ）の者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合



イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合



ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合



(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札案件に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（入札公告等への記載）

4 基準に該当する場合の取扱いについて、公告文に明記します。

（基準に該当する場合の取扱い）

5 秦野市が発注する一般競争入札において、3に規定する基準のいずれかに該当した場合、競争入札の公正性、公平性が阻害される恐れがあると判断し、資本関係又は人的関係のある事業者が行った入札は無効とする。ただし、入札参加申請後から開札までの間に、当該入札の辞退届を提出し、開札時点で資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札への参加状態が解消されている場合は、この限りでない。

（確認方法）

6 確認方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

(1) かながわ電子入札共同システムの入札参加資格申請時に神奈川県に

提出された情報（業種区分「工事」に登録がある者が提出）により確認します。

(2) 上記情報を提出していない者については、「資本関係又は人的関係情報」の提出を求め、提出された情報により確認します。

ア 提出方法

参加を希望する入札案件の競争参加資格確認申請時に、添付資料として提出してください。

なお、後日公告する入札案件に参加する場合、再度提出する必要はありません。

しかし、申請情報に変更があった場合は、変更後初めて参加する入札案件の競争参加資格確認申請時に添付資料として提出してください。

イ 未提出者の取扱い

入札書の提出期限までに申告書が提出されなかった場合は、資本関係又は人的関係にある者の確認ができないため、未提出者が行った入札は無効とします。

(疑義等が生じた場合)

7 6で確認した内容に疑義等が生じた場合、事実確認の調査を行います。

その結果に基づき、参加資格の有無又は入札の有効無効を判断します。なお、調査の際、関係資料の提出を求める場合があります。

また、入札書の提出期限までに疑義が解消されない場合は、当該疑義の対象者は基準該当者とみなし、その者が行った入札は無効とします。

(虚偽申告等への対応)

8 申告書の内容に虚偽が判明した場合又は重要な事実が記載されていなかった場合は、落札決定の取消又は契約解除及び「秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準」に基づき指名停止措置等を講じることがあります。

附 則

この基準は、令和3年7月1日から施行し、同日以後に入札公告する案件から適用する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。